

第3次いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画

令和6年8月

石川 県

はじめに

歯と口腔の機能は、食べることや話すことなどと深く関連しており、日常生活を送る上で欠くことができない大変重要な役割を担っています。近年、歯と口腔の健康は、全身の健康にもつながることが明らかになっており、歯と口腔を健やかに保つことが、健康寿命の延伸を図る上でも大きな課題となっています。



こうした中、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布され、本県でも、平成 26 年 6 月に「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定されました。これらに基づき、平成 28 年 3 月に「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきたところです。

これまでの取組により、こどものむし歯の減少や歯の喪失状況の改善等が認められましたが、8020 達成者（80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する人）の割合など、全国には及ばない項目も多く、県内でも地域差が認められる状況となっています。こうした課題や国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第 2 次）」を踏まえ、歯と口腔の健康づくりに関する施策の一層の推進を図るため、この度、「第 3 次いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定いたしました。

この第 3 次推進計画では、計画の基本方針に、新たに盛り込んだ「歯と口腔の健康に関する地域差の改善」及び、「ライフステージに応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上」、「特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進」、「歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備」を柱に、生涯を通じた切れ目のない施策の展開に取り組んでまいります。

引き続き、関係機関や市町等と連携し、目標達成に努めてまいりたいと考えておりますので、県民の皆様には、これまで以上にご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に熱心なご討議をいただきました、いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 6 年 8 月

石川県知事 馳 浩

目 次

第1章 計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 令和6年能登半島地震を受けて	2
4 計画の期間	2
5 他の計画との整合性	2
第2章 計画が目指すもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 計画の目標	5
2 計画の基本方針	5
第3章 第2次推進計画の評価と課題・・・・・・・・・・・・	7
1 歯と口腔の健康づくりに関する取組状況	7
2 目標達成状況の評価	7
3 各指標の達成状況	8
4 今後の課題	9
第4章 県の歯科口腔保健の現状と対策・・・・・・・・・・・・	11
1 歯と口腔の健康に関する地域差の改善	11
2 ライフステージに応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持・向上	11
(1) 乳幼児期	12
(2) 学齢期	17
(3) 成人期	21
(4) 高齢期	26
3 特に配慮が必要な分野における歯科口腔保健の推進	30
(1) 妊産婦	30

(2) 障害者（児）	32
(3) 要介護者	35
(4) 基礎疾患を有する人（医科歯科連携）	40
4 歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な社会環境の整備	44
(1) 災害等に備えた歯科保健医療体制の整備	44
(2) 歯科保健医療従事者の確保と資質向上	46
(3) 歯科口腔保健に関する施策の総合的な推進	50
第5章 計画の推進体制と進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・	53
1 関係機関等の役割	53
(1) 県の役割	53
(2) 市町の役割	53
(3) 県民の役割	54
(4) 保育所・幼稚園・学校等の役割	54
(5) 事業所及び医療保険者の役割	55
2 進行管理と評価	55
3 歯科口腔保健の推進に関する県目標値一覧	56
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	57
1 現状値の分析結果	58
2 歯科口腔保健の推進に関する法律	111
3 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）における指標一覧	116
4 石川県歯と口腔の健康づくり推進条例	118
5 いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議設置要綱	122
6 いしかわ歯と口腔の健康づくり推進会議委員名簿	125
7 いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画検討委員会設置要綱	126
8 いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画検討委員会委員名簿	128
9 いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画策定の経緯	129